

リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)の要件を導入します ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

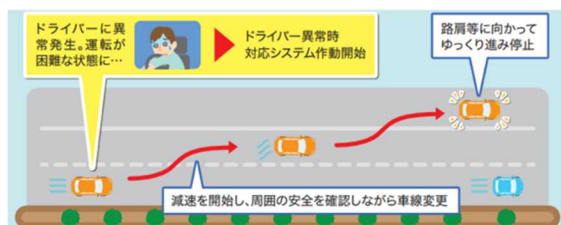
リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)に関する国連規則を国内の保安基準の詳細規定に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、リスク軽減機能の性能要件を追加する国連規則の改正が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された国連規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。この国連規則は、我が国が平成28年に世界で初めてこのような機能について要件化したガイドラインをベースに策定されています。

1. 主な改正項目 (詳細は別紙参照)

- (1) 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車(二輪自動車及び特殊な自動車を除く。)について、国連規則第79号の要件を適用する。



<作動例【要件例】>

- ① 運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ② 運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③ 運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4 m/s^2 以下】
～～車線変更機能付き～～
- ④ 車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤ 車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

<リスク軽減機能の作動イメージ>

- (2) 重量車の燃費試験法として、より走行実態に即した燃費値を測定するため、新たに JH25 モード法を定める。

2. 公布・施行

公布 : 令和4年1月7日

施行 : 令和4年1月7日

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 【1. (1)関係】山村、辰野

【1. (2)関係】谷倉、大江

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 小出、片野

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)、FAX 03-5253-1640